利益相反ポリシー

第1条(目的)

公益社団法人日本パワーリフティング協会(以下「本協会」という。)は、本協会の役員及び職員等と本協会との間で生じうる利益相反を適切に管理し、本協会の組織運営及び事業執行の客観性、透明性を維持することにより、本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とし、利益相反ポリシー(以下「本ポリシー」)を定める。

第2条(関連当事者)

本ポリシーにおける規律の対象となる者(以下「関連当事者」という)は、以下に定める者とする。

- (1) 定款第21条に規定する役員
- (2) その他本協会が、本ポリシーを適用すべきと判断した者

第3条(利益相反行為)

本ポリシーにおける規律の対象となる利益相反行為は、以下のとおりとする。

- (1) 本協会が、関連当事者から、物品、サービスその他便益(以下「物品等」)を購入 し又は譲り受ける行為
- (2) 本協会が、関連当事者に対し、物品等を販売し又は提供する行為
- (3) 本協会が、関連当事者に対し、寄附、助成、補助その他特別の利益を提供する行為
- (4) 本協会が、関連当事者の債務を保証し、又は関連当事者の義務を負担する行為
- (5) 前各号に掲げる取引のほか本協会と関連当事者の利益が相反するおそれがあると 合理的に認められる行為

第4条(利益相反管理体制)

- 1 本協会は、本ポリシーを制定して関連当事者に周知するものとし、ホームページへの掲載その他適当な方法により公開するものとする。
- 2 本協会は、第3条各号の利益相反行為について次条に基づいて審議し、相当と認める場合はこれを承認する。
- 3 前項の承認が得られない場合は、本協会は、利益相反行為を行わないものとする。また、 承認が得られた場合であっても、入札方式等の公正な方法により行うよう努めるものと する。

第5条(判断基準)

利益相反行為の適正性を判断するに当たっては、当該行為の諸要素(本協会の損失、関連当事者の得る利益、本協会と関連当事者の関係、取引の目的及び性質、金額の多寡といった事項を含むがこれに限らない。)を総合的に考慮して判断するものとする。

第6条(情報開示)

利益相反に関する情報を、個人情報の取扱いに十分に留意した上で、必要な範囲で公表するようのとする。

第7条(改廃)

本ポリシーの改廃は、理事会で決議する。

<附則>

本ポリシーは、令和2年10月13日に制定し、同日から施行する。 本ポリシーは、令和5年7月5日に改訂し、同日から施行する。